

# 愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2593号

平成26年8月1日金曜日 第2593号

	$\Diamond$	目	次	$\Diamond$				
		規	則					
知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改	正する	る規則					(人事	課) 636
麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則						(	薬務衛生	課)637
		告	示					
		-	•••					
公衆浴場入浴料金の統制額						``		,
農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する規程の承認					(1-1-1-1-1			
解除予定保安林						•		,
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示								) 638
指定障害児通所支援事業者の指定						( ) ( ) ( ) ( )	O WILLIAM	w/i, /
指定居宅サービス事業者の指定						`		) 638
指定居宅介護支援事業者の指定 指定介護予防サービス事業者の指定						`		) 638
指定が設立のサービス事業者の指定 おおお おお おお お お お お お お お お お か お か お か								) 639
打走陸古価値サービス事業者の指定     土地改良事業の計画の変更の認可								,
道路の供用開始(県道瀬田八多喜停車場線)								,
<b>連盟の広川開始(示連線四八シ音げ手物談)</b>					( H:	1. 20/1/01///III.	エハチが	71 ) 033
		訓	\$					
副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令							(人事	課)640
	選	挙管理委	員会告	示				
政治団体の設立の届出						(選挙	管理委員会	会)640
政治団体の届出事項の異動の届出						(	"	) 640
政治団体の解散の届出						(	"	) 641
		雑	報					
裁決手続開始の決定の公告						(収用委	員会事務院	局)641
		正	誤					
平成26年 2 月12日付け第2544号愛媛県告示第 152 号(保安林	の指え	定施業要件	を変更す	する旨の通知	知)中	( ;	森林整備語	課)642

# 規 則

#### ○愛媛県規則第33号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成26年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成24年愛媛県規則第8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定によ	地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定によ
り、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。	り、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。
第 1 順位 副知事 <u>上甲俊史</u>	第1順位 副知事 <u>上甲啓二</u>
第2順位 副知事 長谷川淳二	第 2 順位 副知事 長谷川淳二

# 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## ○愛媛県規則第34号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成26年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和40年愛媛県規則第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 往

改 正 前

#### 別表(第14条関係)

費用徴収基準

所得税額の合算額		徴	収	月	額		
<u>1 ,470 ,000円</u> 以下	省略						
<u>1 ,470 ,001円</u> 以上	省略						

#### 注1・2 省略

3 当該措置入院者又はその属する世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護<u>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付</u>を受けている場合には、所管の地方局長(市の区域にあつては、市福祉事務所長)の証明により、当該措置入院者の徴収月額は、零円とする。

4 省略

#### 別表(第14条関係)

費用徴収基準

所得税額の合算額		徴	収	月	額
1 ,500 ,000円以下	省略				
1 ,500 ,001円以上	省略				

#### 注1・2 省略

3 当該措置入院者又はその属する世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護

を受けている場合

には、所管の地方局長(市の区域にあつては、市福祉事務 所長)の証明により、当該措置入院者の徴収月額は、零円 とする。

4 省略

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行細則別表の規定は、平成26年8月分以後の徴収月額について適用し、同年7月分以前の徴収月額 については、なお従前の例による。

	_
害	亦
_	731

## ○愛媛県告示第905号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定に基づき公衆浴場入浴料金に係る統制額を次のように指定し、平成26年9月1日から施行し、公衆浴場入浴料金の価格(平成20年3月愛媛県告示第323号)は、平成26年8月31日限り、廃止する。

平成26年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

区分	大人	中人	小人
	{ 12歳以上の者を	(6歳以上12歳未	(6歳未満の者を
	いう。	(満の者をいう。)	いう。
統制額	400円	150円	60円

#### ○愛媛県告示第906号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、法第7条各号に掲げる事業の実施に関する規程を次のとおり承認した。

平成26年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

認を受けた農地中間管 機構の名称	承認に係る事業の種類	承認年月日
益財団法人えひめ農林 業振興機構	法第7条各号に掲げる事 業	平成26年 6 月30日

#### ○愛媛県告示第907号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律 第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 今治市大三島町宮浦3692の2、3693の2
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 土地改良事業用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 今治市大三島町宮浦3692の 2
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 土地改良事業用地とするため

## ○愛媛県告示第908号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(平成26年5月愛媛県告示第635号及び第638号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を内子町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不分明又は所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明であ る通知の相手方	備考
喜多郡内子町石畳5213	喜多郡内子町大字袋口甲2326	森林所有者
音夕仰四丁町位置3213	大 森 綱 雄	林你们有有

喜多郡内子町上川1924、	上浮穴郡小田町大字上川100	
1925	大 田 和 正	"
<b>= 夕邪カフ™ LU1103</b> €	松山市岩崎町一丁目7の14	
喜多郡内子町上川1936	竹 内 優 司	"

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び内子 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第909号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。 平成26年8月1日

## 愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

事業者番号	指定障害	児 通 所 支 援 事 業 者 指定障害児道			指定障害児通所支援事業所				
尹未日田与	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	所支援の種類	名 称	所 在 地	年月日		
3850600119	株式会社パーソナルア シスタント青空	松山市古川北三丁目 4 番32号	佐 伯 英 三	放課後等デイ サービス	こどもデイ青空ショッ ピングモール紺屋町	西条市栄町255番地 1	平成26年 7月10日		

- 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10

#### ○愛媛県告示第910号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成26年8月1日

## 愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

   指定居宅サービス事業者の   名 称 又 は 氏 名	指	定	居	宅	サ	-	ビ	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類	
名称 又 は 氏 名	名				称		所		在		地	拍化牛月口		
株式会社廣島屋	ディサー	ビス愛				愛地	媛県四 38	国中央	市土居	町上野	乙156番	平成26年6月1日	通所介護	
株式会社訪問看護ステーションすみれ	訪問看護	ステー	ション	すみ	∤ħ	愛ラ	媛県今 クオー	台市片 レ101	山二丁口	目 5 番2	28号ヴィ	平成26年6月4日	訪問看護	
株式会社こもれび	デイサー	ビスこ	もれび	:		愛	媛県西	条市小	松町大豆	頭甲118	番地 2	平成26年6月4日	通所介護	
株式会社廣島屋	訪問介護	訪問介護事業所愛			愛地	愛媛県四国中央市土居町上野乙156番 地8			乙156番	平成26年 6 月15日	訪問介護			

#### ○愛媛県告示第911号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。 平成26年8月1日

## 愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定居宅介護支援事業者の名称	指	定	居	宅	介	護	支	援	事	業	所	指定年月日	サービスの種類	
拍疋店モ川護又抜争業有の右体	名				称		所		在		地	拍正平月口		
株式会社廣島屋	ケアサポ	ニートセ	:ンター	·愛		愛地	發果四 18	国中央	市土居	町上野	7乙156番	平成26年6月1日	居宅介護支援	
株式会社こもれび	指定居宅	介護支	援事業	断こも	きれび	愛	媛県西	条市小	松町大	頭甲118	8番地 2	平成26年 6 月 4 日	居宅介護支援	

# ○愛媛県告示第912号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。 平成26年8月1日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定介護予防サービス事業者の	指	定	介	護	予	防	サ	_	Ľ	ス	事	業	所	* = = = =	サービスの種類
名が、文は、氏。名	名					称		所		7.	Ē		地	指定年月日	リーヒ人の性無
株式会社廣島屋	ディサー	-ビス	愛				愛地	發県四 18	回国中	央市:	土居町	上野	乙156番	平成26年6月1日	介護予防通所介護
株式会社訪問看護ステーションすみれ	訪問看語	訪問看護ステーション すみれ					製二	愛媛県今治市片山二丁目 5 番28号ヴィ ラクオーレ101					8号ヴィ	平成26年6月4日	介護予防訪問看護
株式会社こもれび	デイサ-	-ビス	こもオ	เบั			雲	髮髮県西	5条市	小松田	丁大頭	甲118	番地 2	平成26年6月4日	介護予防通所介護
株式会社廣島屋	訪問介語	護事業	所愛				愛地	發集[2 28	四国中	央市	土居町	上野	乙156番	平成26年 6 月15日	介護予防訪問介護

#### ○愛媛県告示第913号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成26年8月1日

## 愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

事業者番号	指定障害	雷祉 サービス	事	業	者		指定障害福祉 サービスの種類	指定障	美所	指 定年月日			
争耒白笛写	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代	表者	の氏	名	サービスの種類	名	称	所	在	地	年月日
3810600571	特定非営利活動法人泉 堀	西条市三芳1923番地 8	豊	田	由	美	就労継続支援 B型	就労支援事業 す	所さくら	西条市三	芳192	23番地 8	平成26年 6 月23日
3810200620	アルク・フリイド株式 会社	今治市別宮町六丁目 4 番22号	福	羅	綾	子	居宅介護	指定訪問介護ぼう	事業所き	今治市別番22号	宮町7	六丁目 4	平成26年 7月10日
3810200620	アルク・フリイド株式 会社	今治市別宮町六丁目 4 番22号	福	羅	綾	子	重度訪問介護	指定訪問介護ぼう	事業所き	今治市別番22号	宮町7	六丁目 4	平成26年 7月10日
3810200620	アルク・フリイド株式 会社	今治市別宮町六丁目 4 番22号	福	羅	綾	子	同行援護	指定訪問介護ぼう	事業所き	今治市別番22号	宮町7	六丁目 4	平成26年 7月10日

#### ○愛媛県告示第914号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、 東温市田窪土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管

理)の計画の変更を平成26年7月18日認可した。

平成26年8月1日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

## ○愛媛県告示第915号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成26年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	瀬田八	多喜停	車場線	大洲市八多喜町	甲3635番4	4					平成26年8月1日
"			"		大洲市八多喜町	乙1184番 (	6					"

訓令

## ○愛媛県訓令第12号

庁中一般

副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成26年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の担任事務に関する規程(平成24年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 副知事の担任事務は、次のとおりとする。	1 副知事の担任事務は、次のとおりとする。
(1) 共管事務	(1) 共管事務
ア 総務部及び企画振興部 の所掌事務に関	ア 総務部、企画振興部及びえひめ国体推進局の所掌事務に関
すること。	すること。
イ 省略	イ 省略
(2) 副知事 <u>上甲俊史</u>	(2) 副知事 <u>上甲啓二</u>
ア・イ 省略	ア・イ 省略
(3) 副知事 長谷川淳二	(3) 副知事 長谷川淳二
ア 県民環境部管理局及び環境局、保健福祉部、えひめ国体推	ア 県民環境部管理局及び環境局、保健福祉部
進局並びに出納局の所掌事務並びに公営企業管理局の事務に	並びに出納局の所掌事務並びに公営企業管理局の事務に
関すること。	関すること。
イ 省略	イー省略
2 省略	2 省略

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

# ○愛媛県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。 平成26年8月1日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会	計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考	
政治団体の名称	代 表 者	会計責任者	主にる事務別の別任地	伸山平月口	佣布	
自由民主党愛媛県全管協ちんたい支部	永 井 俊 昭	中矢孝則	松山市湊町四丁目 3 - 10	平成26年6月5日	政党の支部	
原発いらない人々 愛媛	長 野 鉄 雄	長 野 鉄 雄	今治市大正町三丁目4-3	平成26年 6 月10日		

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。 平成26年8月1日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 篠 健

政治団体の名称	異	動	) }	事	項				新			旧	届出年月日	備考
井手洋行後援会	会	計	責	任	者	達	Ш	省	Ξ	白	川 重	治	平成26年 5 月13日	
愛媛県石油政治連盟	会	計	責	任	者	Щ	内	章	正	Ξ	京 英	Д	平成26年6月9日	

(代 表 者 宇 高 茂 富 岡 泰	党の支部
自由民主党愛媛県電気通信支部       主たる事務所の所在地 松山市東野六丁目 2 - 10       松山市越智三丁目14 - 70       平成26年 6 月12日 政3         会計責任者小西輝光       木村規義         公明党中予総支部       主たる事務所の所在地松山市石風呂町960       松山市星岡二丁目20 - 1       平成26年 6 月16日 政3         代表者雲峰広行       丹生谷利和         会計責任者長野昌子       藤本公子         県政と環境を考える会主たる事務所の所在地松山市枝松四丁目3-31       松山市二番町四丁目2-9       平成26年 6 月16日	
信支部	
公明党中予総支部     主たる事務所の所在地     松山市石風呂町960     松山市星岡二丁目20 - 1     平成26年6月16日 政党       代表者雲峰広行     丹生谷利和       会計責任者長野昌子     藤本公子       県政と環境を考える会主たる事務所の所在地     松山市枝松四丁目3-31     松山市二番町四丁目2-9     平成26年6月16日	
代 表 者 雲 峰 広 行	
会 計 責 任 者 長 野 昌 子 藤 本 公 子  県政と環境を考える会 主たる事務所の所在地 松山市枝松四丁目3-31 松山市二番町四丁目2-9 平成26年6月16日	党の支部
県政と環境を考える会 主たる事務所の所在地 松山市枝松四丁目3-31 松山市二番町四丁目2-9 平成26年6月16日	
代 表 者   新 田 聡   白 石 浩 司	
会計責任者大岩聖福應源輝	
西条一心の会 会計責任者大岩聖 福應源輝 平成26年6月16日	
松山笑顔の会 会計責任者大岩聖 福應源輝 平成26年6月16日	
脱原発愛媛県知事を創る 会 政 治 団 体 の 名 称 脱原発愛媛県知事を創る会 おだたゆたか愛媛県知事を創る会 平成26年6月24日	
主たる事務所の所在地 今治市玉川町龍岡下808 今治市大正町三丁目4-3	
自由民主党松山支部連合 代 表 者 白 石 研 策 砂 野 哲 彦 平成26年6月25日 政	党の支部
一色伸昭後援会 主たる事務所の所在地 西条市周布366 - 2 西条市三津屋南9 - 3 平成26年 6 月27日	
自由民主党新宮支部 主たる事務所の所在地 四国中央市新宮町上山8196 四国中央市新宮町上山3347 平成26年 6 月30日 政党	
代表者鈴木邦雄高橋資明	党の支部

# ○愛媛県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成26年8月1日

愛媛県選挙管理委員会

委昌長	퓼	醛	健

	団体の	の名	称	代	表者	の氏	名	解散年月日			
大	竹	忠	盛	後	援	会	西	Ш	又	夫	平成26年 6 月18日

$\neg$	##	千妇	開州	さんさ	中の	ハ生

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成26年7月23日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。 平成26年8月1日

報

雑

愛媛県収用委員会

会長 市 川 武 志

- 1 起業者の名称
  - 四国中央市
- 2 事業の種類

市道中曽根三島港線改築工事(愛媛県四国中央市中曽根町字溝又地内から同市三島中央二丁目字青木地内まで)

# 3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

	不	動	産	(	土 坩	b ) 0	) 表 元	下 等		Life.			+-	所有権	以外の	D	BB 15	
				地	目	直	Ī	積	_ ±	地	所	有	者	権利(	の表え	⊼	関係	^
所	在	地	番	公 簿	現 況	公 (m²)	実 <u>測</u> (m²)	収用しようとす る土地の実測(m)	住	所		氏	名	受付年月日 受付番号	種	類	住所E	氏 名
国中: 三島:	県四 央市 中央 目字	1539襘	Æ H	墓地	宅地	56	56 .00	56 .00	不明 ただし 中村	、土地登記 象之助	2簿表題	題部所有者						

正 誤

# ○正 誤

平成26年2月12日付け第2544号愛媛県告示第152号(保安林の指 定施業要件を変更する旨の通知)中

ページ	箇 所	誤	Œ
70	1 指定施業要件の変更 予定に係る保安林の所在 場所及び保安林として指 定された目的	昭和60年 6 月17日 農林水産省告示第 895号	昭和60年6月17日 農林水産省告示第 895号(一に係る ものに限る。)

平成26年8月1日 発行 642